

自然保護条例の開発の許可等に係る監視指導指針

(制定) 令和 3 年 9 月 17 日付 3 環自緑第 5 5 2 号

(目的)

第 1 条 この指針は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号。以下「自然保護条例」という。）に基づく開発の許可等に係る行為が適正に実施されるように、現場の監視、違反行為をした者等への行政指導その他の必要事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発の許可等 自然保護条例第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の許可をいう。

(2) 現場 開発の許可等に係る行為をする土地の区域内の土地又は建物をいう。

(3) 違反行為 次に掲げる行為をいう。

ア 自然保護条例第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の規定に違反する行為

イ 自然保護条例第 47 条第 4 項（自然保護条例第 48 条第 3 項及び第 49 条第 3 項の規定により準用される場合を含む。）の規定により許可に付された条件（以下「許可条件」という。）に違反する行為

ウ 自然保護条例第 51 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

エ 自然保護条例第 53 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為

オ 自然保護条例第 54 条第 1 項の規定による命令に違反する行為

カ 自然保護条例第 58 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

キ 自然保護条例第 62 条に規定する自然保護条例の規定に違反して著しく自然を破壊する行為

(4) 行政処分 自然保護条例第 54 条第 1 項の規定により行う違反行為の中止の命令又は原状回復の命令若しくは原状回復に代わるべき措置の命令をいう。

(5) 開発行為 自然保護条例第 47 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの用に供するため、又は第 8 号若しくは第 9 号に掲げる行為により土地の形質を変更する行為をいう。

(6) 長大法 法高が 10 メートルを超える切土又は 9 メートルを超える盛土をいう。

(7) 区市町村 都の特別区及び市町村をいう。

- (8) 残土連絡会 八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町における土砂処分の総合的な対策及び課題の整理について意見交換し、相互の連携を図り、問題解決を図っていくための4市2町残土連絡会をいう。
- (9) 開発調整会 都市計画法及び自然保護条例の担当者が情報交換を行うために設置する会議をいう。
- (10) 都の機関 知事又はその補助機関である職員をいう。

(開発の許可等に係る行為の実施に当たっての基本的役割)

第3条 開発の許可等に係る行為の実施に当たり、自然の保護と回復を図るほか、人の生命及び身体安全等にも配慮するため、開発の許可等を受けた者と都とは、次のとおり役割を担っている。

(1) 開発の許可等を受けた者の役割

ア 特に土砂崩落事故等自然の保護と回復並びに人の生命及び身体安全等に影響を及ぼす事象が開発の許可等に係る行為の実施中に発生しないよう、現場において、許可条件を遵守して当該行為を適正に実施すること。この場合において、当該行為の完了後においても当該事象が発生しないよう十分に配慮すること。

イ 都から開発の許可等に係る行為の実施状況等について報告を求められ、又は現場への立入検査等の要請があった場合は、報告書を提出し、又は現場での対応に協力すること。

(2) 都の役割

ア 報告の徴収又は立入検査等により、現場において許可条件に基づき開発の許可等に係る行為が適正に実施されているかについて監視を行うこと。

イ 違反行為をした者に対して行政指導を行い、違反行為の是正が図られない場合には、行政処分等を行うこと。

(重点案件及び重点監視項目)

第4条 次に掲げる開発行為に係る案件を重点案件とする。

(1) 長大法が生じる開発行為

(2) 土砂等(埋立て又は盛土の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。)による埋立て又は盛土を行う開発行為であって、盛土の法高が5メートル以上で、かつ、道路、鉄道若しくは住居から法尻までの距離が盛土の法高の2倍以内にあるもの又は道路、鉄道若しくは住居から法肩までの距離が10メートル以内にあるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、現場の監視が特に必要と認められる開発行為

2 前項の重点案件については、あらかじめ案件ごとに重点監視項目を設定するものとし、次の項目のうちから、現場の状況及び開発の許可等に係る計画の内容に応じて、

必要な項目を選定する。

- (1) 造成地盤の改良
- (2) 切土の安定
- (3) 盛土の安定
- (4) 地下水排水施設（仮設を含む。）
- (5) 崖面の保護
- (6) 一時的な土砂の堆積
- (7) 擁壁（仮設を含む。）
- (8) 堰堤（仮設を含む。）
- (9) 排水施設（仮設を含み、(4)を除く。）
- (10) 調整池及び沈砂池（仮設を含む。）
- (11) 緑地及び貴重種の保全
- (12) 事業区域
- (13) 許可条件

（監視・指導計画の策定）

第5条 都は、前条第1項に規定する重点案件及びその他の案件について、監視・指導計画（別記第1号様式）を策定し、現場の監視並びに開発の許可等を受けた者（法人にあつてはその代表者及び代理人、使用人その他の従業者を、自然人にあつてはその代理人、使用人その他の従業者を含む。以下同じ。）への行政指導を計画的に実施する。

- 2 監視の頻度は、重点案件にあつては、原則として月に1回以上とし、その他の案件も含め案件ごとに設定する。
- 3 新たに開発の許可等の申請のあつた案件については、速やかに監視・指導計画を策定し、現場の監視を実施する。

（立入検査、立入調査及び報告の徴収の実施）

第6条 都は、第4条第1項に規定する重点案件及びその他の案件についての監視及び指導を次のとおり実施する。

- (1) 自然保護条例第58条第1項の規定により、自然環境保全監視員及び残土現場監視員（以下これらを「監視員」という。）並びにその他の職員が、現場に立ち入って、異常及び違反の有無を目視、ドローンを活用した測量等により検査し、又は自然環境への影響を調査する。
- (2) 前号の規定による検査又は調査は、チェックシート（別記第2号様式）を用いて行う。ただし、検査又は調査の内容により、当該チェックシートを用いることができない場合は、この限りでない。

- (3) 知事は、必要があると認めるときは、自然保護条例第 58 条第 1 項の規定により、書面等で開発の許可等を受けた者に対し、行為の実施状況その他の必要事項について報告を求める。

(区市町村との連携)

第 7 条 都は、区市町村と、次のとおり連携して、開発の許可等の制度の適正な運用を図っていく。

- (1) 残土連絡会、開発調整会等を活用して、現場の異常又は違反行為若しくはそのおそれ（以下この条において「違反行為等」という。）に関する情報を区市町村と共有する。
- (2) 巡視を行う職員、住民等からの情報提供により、違反行為等が発覚した場合には、原則として、「都区市町村連絡票」（別記第 3 号様式）により、当該異常又は行為のあった場所の存する区市町村に情報を提供し、当該区市町村に情報の提供を求める。
- (3) 前 2 号の規定により共有された情報により、違反行為等が自然保護条例に関する事案に該当する場合には、所要の措置を検討し、区市町村が所管する法令に関する事案に該当する場合には、当該区市町村に所要の措置の検討を求める。

(行政指導、行政処分等)

第 8 条 都の機関は、違反行為を確認した場合において、直ちに行政処分を行うよりも円滑に違反行為が是正されると見込まれるときは、開発の許可等を受けた者に対し、口頭又は文書による行政指導を行う。

- 2 知事は、前項の規定による行政指導を再三行っても違反行為の是正がないとき、又は違反行為を確認した場合で、かつ、前項の要件に該当しないときは、開発の許可等を受けた者に対し、行政処分を行う。
- 3 知事は、前項の行政処分を行おうとする場合には、東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 142 号）第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当するときを除き、同条例の規定による弁明の機会の付与（知事が相当と認める場合は、同条例の規定による聴聞）を行う。
- 4 都の機関は、自然の保護と回復を図るとともに、人の生命・身体の安全等にも配慮する必要がある場合その他の場合において、情報提供が必要であると認めるときは、行政処分の内容を公表するものとする。
- 5 知事は、自然保護条例の規定に違反して著しく自然を破壊している者があるときは、自然保護条例第 62 条の規定により、その破壊の事実を都民に公表する。
- 6 都の機関は、罰則の対象となる違反行為については、事案の悪質性等を検討した上で、必要な場合には刑事告発を行うものとする。

附 則

この指針は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。